

藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所を併設し、整備を求める意見書

現在、大和市には家庭裁判所やその出張所すらなく、市民が離婚や相続といった家庭をめぐる法的紛争に直面した場合、石川町にある横浜家庭裁判所本庁まで行かなくてはなりません。本市は比較的交通のアクセスがよいとはいえ、横浜の本庁舎までは、決して行きやすいとも言えません。

横浜家庭裁判所本庁舎では、扱う事件数の増加に伴い、本館だけでは調停室が足りなくなり、別館を建てて対応しているものの、3階建ての別館にはエレベーターが設置されていないなど、特に高齢の方にとっては、利用しにくい施設になっています。加えて、横浜家庭裁判所本庁での事務量が多いことも、迅速な事件解決の障害となっています。

最近、児童虐待など、子供たちに関係する事件も多く、本年4月からは大和綾瀬地域児童相談所が新設され、現在は藤沢市にある中央児童相談所の敷地内に置かれています。司法審査の拡充が国で検討されていることを考えても、中央児童相談所がある藤沢に家庭裁判所がないことは課題の一つであると考えます。

本市は本年7月1日に「大和市終活支援条例」を施行していますが、「終活」と相続・遺言は密接な関係があり、今後市民の家庭裁判所へのニーズはますます高まってくるものと思われます。

本来であれば、大和市内に家庭裁判所の新設を望むものですが、前述のとおり本市には簡易裁判所すらなく、本市への家庭裁判所の新設は困難であると考えことから、現実的な解決策として、藤沢簡易裁判所に家庭裁判所の出張所を新設・整備していただくことを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年12月21日

大和市議会